

建築物衛生法の概要

	用 途	延べ面積
特定建築物の定義 (法第2条)	(1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場 (2) 店舗、事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。） (4) 旅館	3,000㎡以上
	学校教育法第1条に規定する学校	8,000㎡以上
特定建築物の届出 (法第5条)	特定建築物の所有者等は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から1か月以内に、必要な事項を保健所長に届け出なければならない。	
建築物環境衛生管理技術者の選任 (法第6条)	特定建築物の所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。	
建築物環境衛生管理基準 (法第4条)	(1) 特定建築物維持管理権原者は、建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。 (2) 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの維持管理権原者は、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。	

建築物環境衛生管理基準の内容	1 空気環境	<p>(1) 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備）を設けている場合は、居室において、おおむね次の基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。 その他、技術上の基準に従い、設備の維持管理に努めること。</p>			
		項 目	基 準 値		検査回数
		ア 浮遊粉じんの量	0.15mg/㎡以下	1日の平均値	1回/2月以内
		イ 一酸化炭素の含有率	10ppm以下 (特別の事情がある場合は20ppm以下)	1日の平均値	
		ウ 二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下	1日の平均値	
		エ 温度	(1) 17度以上28度以下 (2) 外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと		
		オ 相対湿度	40%以上70%以下		
		カ 気流	0.5m/秒以下		
		キ ホルムアルデヒドの量	0.1mg/㎡以下	新築、増築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを完了し、その使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間に1回	
		<p>(2) 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備）を設けている場合は、居室においておおむね、(1)のア、イ、ウ、カ及びキの基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。 その他、技術上の基準に従い、設備の維持管理に努めること。</p>			
<p>(3) 空気調和設備を設けている場合は、次のとおり病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。</p>					
項 目	措 置 内 容	措 置 回 数			
ア 冷却塔及び加湿装置に供給する水	水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置	—			
イ 冷却塔、冷却水	汚れの状況の点検（必要に応じ、清掃及び換水等）	使用開始時及び使用期間中 1回/月以内（1月を超える期間使用しない場合を除く）			
	冷却塔・冷却水の水管の清掃	1回/年以内			
ウ 加湿装置	汚れの状況の点検（必要に応じ、清掃等）	使用開始時及び使用期間中 1回/月以内（1月を超える期間使用しない場合を除く）			
	清掃	1回/年以内			
エ 空気調和設備に設けられた排水受け	汚れ及び閉塞の状況の点検（必要に応じ、清掃等）	使用開始時及び使用期間中 1回/月以内（1月を超える期間使用しない場合を除く）			

建築物環境衛生管理基準の内容	2 給水	<p>(1) 飲料水 給水に関する設備（水道法に規定する給水装置を除く。）を設けて、人の飲用、炊事用、浴用（旅館における浴用を除く。）その他人の生活用に水（温水を含む。）を供給する場合は、次の衛生上必要な措置を行い、水道法第4条の水質基準に適合する水を供給すること。その他、技術上の基準に従い維持管理に努めること。（給湯水については、別記1のとおり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>措置回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.1mg/L以上（ただし、病原生物汚染時等は、0.2mg/L以上）保持及び検査</td> <td>1回/7日以内</td> </tr> <tr> <td>イ 貯水槽点検・清掃等</td> <td>1回/年以内</td> </tr> <tr> <td>ウ 飲料水の水質検査</td> <td>定期 <別記2のとおり></td> </tr> <tr> <td>エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の異常時の検査</td> <td>その都度</td> </tr> <tr> <td>オ 飲料水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知</td> <td>その都度（直ちに）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 雑用水 給水に関する設備を設けて、雑用水（散水、修景、清掃、水洗便所の用に供する水）として、雨水、下水処理水等を使用する場合（水道水を用いる場合は、対象外。）は、次の衛生上必要な措置を行い供給すること。その他、技術上の基準に従い維持管理に努めること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>措置回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.1mg/L以上（ただし、病原生物汚染時等は、0.2mg/L以上）保持及び検査</td> <td>1回/7日以内</td> </tr> <tr> <td>イ 雑用水槽の点検等</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>ウ 散水、修景、清掃用水の維持管理 (ア) し尿を含む水を原水として使用しない (イ) 次の基準に適合及び検査</td> <td rowspan="5">①②③：1回/7日以内 ④⑤：1回/2月以内</td> </tr> <tr> <td>① pH値</td> <td>5.8以上8.6以下</td> </tr> <tr> <td>② 臭気</td> <td>異常でない</td> </tr> <tr> <td>③ 外観</td> <td>ほとんど無色透明である</td> </tr> <tr> <td>④ 大腸菌</td> <td>検出されない</td> </tr> <tr> <td>⑤ 濁度</td> <td>2度以下</td> </tr> <tr> <td>エ 水洗便所用水の維持管理 ウ(イ)の①から④までの基準に適合及び検査</td> <td>①②③：1回/7日以内 ④：1回/2月以内</td> </tr> <tr> <td>オ 雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知</td> <td>その都度（直ちに）</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	措置回数	ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.1mg/L以上（ただし、病原生物汚染時等は、0.2mg/L以上）保持及び検査	1回/7日以内	イ 貯水槽点検・清掃等	1回/年以内	ウ 飲料水の水質検査	定期 <別記2のとおり>	エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の異常時の検査	その都度	オ 飲料水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知	その都度（直ちに）	措置内容	措置回数	ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.1mg/L以上（ただし、病原生物汚染時等は、0.2mg/L以上）保持及び検査	1回/7日以内	イ 雑用水槽の点検等	随時	ウ 散水、修景、清掃用水の維持管理 (ア) し尿を含む水を原水として使用しない (イ) 次の基準に適合及び検査	①②③：1回/7日以内 ④⑤：1回/2月以内	① pH値	5.8以上8.6以下	② 臭気	異常でない	③ 外観	ほとんど無色透明である	④ 大腸菌	検出されない	⑤ 濁度	2度以下	エ 水洗便所用水の維持管理 ウ(イ)の①から④までの基準に適合及び検査	①②③：1回/7日以内 ④：1回/2月以内	オ 雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知	その都度（直ちに）	
	措置内容	措置回数																																			
ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.1mg/L以上（ただし、病原生物汚染時等は、0.2mg/L以上）保持及び検査	1回/7日以内																																				
イ 貯水槽点検・清掃等	1回/年以内																																				
ウ 飲料水の水質検査	定期 <別記2のとおり>																																				
エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の異常時の検査	その都度																																				
オ 飲料水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知	その都度（直ちに）																																				
措置内容	措置回数																																				
ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.1mg/L以上（ただし、病原生物汚染時等は、0.2mg/L以上）保持及び検査	1回/7日以内																																				
イ 雑用水槽の点検等	随時																																				
ウ 散水、修景、清掃用水の維持管理 (ア) し尿を含む水を原水として使用しない (イ) 次の基準に適合及び検査	①②③：1回/7日以内 ④⑤：1回/2月以内																																				
① pH値		5.8以上8.6以下																																			
② 臭気		異常でない																																			
③ 外観		ほとんど無色透明である																																			
④ 大腸菌		検出されない																																			
⑤ 濁度	2度以下																																				
エ 水洗便所用水の維持管理 ウ(イ)の①から④までの基準に適合及び検査	①②③：1回/7日以内 ④：1回/2月以内																																				
オ 雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への周知	その都度（直ちに）																																				
3 排水	<p>排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水等の漏出等が生じないように、設備の補修及び掃除を行うこと。 ○ 排水設備の清掃 その他、技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他の設備の維持管理に努めること。</p>	1回/6月以内																																			
4 清掃	<p>掃除を行い、廃棄物を処理すること。 ○ 日常行うもののほか統一的に行う大掃除 その他、技術上の基準に従い、掃除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めること。</p>	1回/6月以内																																			
5 ねずみ等の防除	<p>ねずみ等（ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物）の発生及び侵入の防止並びに駆除を次のとおり行うこと。 ア 統一的に行う次の調査 ① ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路 ② ねずみ等による被害状況 イ アの調査結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置 ウ ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。 その他、技術上の基準に従い、ねずみ等の防除に努めること。</p>	1回/6月以内 その都度																																			

別記 1

給湯設備を設け給湯水を供給する場合の留意事項

- ① 貯湯槽の点検、清掃等を実施すること。
- ② 中央式の給湯設備を設けている場合は、給湯水について、飲料水の水質検査に加え、給水栓において同様の水質検査を実施すること。

ただし、当該給湯設備の維持管理が適切に行われており、かつ、末端の給水栓における当該水の水温が5℃以上に保持されている場合は、水質検査のうち遊離残留塩素濃度の検査を省略してもよい。

別記 2

- ① 水道又は専用水道から供給する水のみを水源として飲料水を供給する場合

検 査 項 目	検 査 回 数
一般細菌、大腸菌、 <u>鉛及びその化合物</u> 、 <u>亜硝酸態窒素</u> 、 <u>硝酸態窒素</u> 及び <u>亜硝酸態窒素</u> 、 <u>亜鉛及びその化合物</u> 、 <u>鉄及びその化合物</u> 、 <u>銅及びその化合物</u> 、 <u>塩化物イオン</u> 、 <u>蒸発残留物</u> 、 <u>有機物</u> 、pH値、味、臭気、色度、濁度 (16項目)	1回/6月以内 (*)
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド (12項目)	毎年、6月1日から9月30日までの間に1回

- ② 地下水、その他①に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合

検 査 項 目	検 査 回 数
水道水質基準に関する省令の全項目 (51項目)	給水開始前
一般細菌、大腸菌、 <u>鉛及びその化合物</u> 、 <u>亜硝酸態窒素</u> 、 <u>硝酸態窒素</u> 及び <u>亜硝酸態窒素</u> 、 <u>亜鉛及びその化合物</u> 、 <u>鉄及びその化合物</u> 、 <u>銅及びその化合物</u> 、 <u>塩化物イオン</u> 、 <u>蒸発残留物</u> 、 <u>有機物</u> 、pH値、味、臭気、色度、濁度 (16項目)	1回/6月以内 (*)
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド (12項目)	毎年、6月1日から9月30日までの間に1回
四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類 (7項目)	1回/3年以内
必要な項目	周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準に適合しないおそれがあるとき

(*) 下線 () の項目は、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。